

令和 6 年度

朝霞市立朝霞第三中学校 PTA 総会 報告並びに議案書

日時 令和6年5月2日(木) 13時15分

会場 朝霞市立朝霞第三中学校 体育館

次 第

- 一 開 会
- 一 P T A 会 長 挨 拶
- 一 学 校 長 挨 拶
- 一 議 長 選 出 及 び 書 記 任 命
- 一 定 足 数 の 確 認 及 び 総 会 成 立 宣 言
- 一 議 事
 - (1) 令和5年度活動報告
 - (2) 同決算及び監査報告
 - (3) 令和6年度活動計画(案)
 - (4) 令和6年度予算(案)
 - (5) 新役員及び同会計監査委員の承認
- 一 教 職 員 の 紹 介
- 一 閉 会

※総会当日にご持参ください

(1) 令和5年度活動報告

一般報告

3年間のコロナ対応が5類へと変更され、学校での生活も通常に戻り始めました。学校行事やPTA活動についてもコロナ前に戻す動きと、コロナ禍での自粛や縮小といった制限の活動を経ての変化も大いに感じる一年となりました。例年通りや通常通りという前例がまったく意味がなく、新たなPTA活動にご理解とご協力をいただいた会員の皆様お学校関係者に感謝を致します。

来年度以降も時代の変化とニーズに対応していき、家庭と地域と学校が協力し合って、生徒達の中学校生活を安心、安全に見守っていただける様にしていきます。

運営委員会

運営委員会では、学校の近況や各委員会の報告を受け、情報交換を行いました。

また、行事等の情報共有とともに様々な課題について話し合いました。

5月11日 第1回運営委員会

体育大会 三中ふれあい推進事業 美化活動
市長への要望・通学路安全総点検
朝霞市PTA連合会の組織変更について

9月28日 第2回運営委員会

ふれあい推進事業 市長との懇談会
彩夏祭三中ソーラン PTAバレーボール大会
家庭教育学級中学合同学習会 三中講座 美化活動
次年度役員選出について

2月29日 第3回運営委員会

各常置委員会の活動状況把握 次年度の予算の提案
卒業対策委員会 制服リサイクル 推薦委員会
新年度委員サポーター選出・免除規定
今後の活動予定の把握

学年委員会

通学路安全総点検票を取りまとめました。

PTA本部からの情報伝達とともに要請に応じて学校行事を手伝いました。

1,2年生委員で、次年度委員・サポーター選出の進行を行いました。

6月 通学路安全総点検票 取りまとめ

4月 入学式 新1年生の委員選出の進行

4月 保護者会 新2年生の委員選出の進行

教養委員会

三中講座(三中独自の講座:生徒・先生・保護者・地域の方参加の講座)の企画・運営や、朝霞市家庭教育学級の中学合同学習会、小中合同講演会の運営等への参加を計画しました。

5月 朝霞市家庭教育学級説明会へ参加

7月 第一回教養委員会 非行防止教室

10月 朝霞市家庭教育学級合同講演会

11月 第二回教養委員会 学校保健委員会

三中講座開催(講演テーマ「思春期の子どもに向き合う」)

12月 薬物乱用防止教室

環境委員会

除草作業・校内清掃など環境美化活動実施の準備、運営を行いました。

6月 7日 第1回委員会

7月 12日 第2回委員会

9月 2日 前期美化活動(除草作業)

1月 13日 後期美化活動(校内清掃)

広報委員会

PTA広報紙「青空」を発行しました。(企画・取材・原稿作成・編集など)

- 5月27日 体育大会カメラ撮影
- 5月31日 「青空」第196号発行
- 8月 5日 2年委員広報内容検討会
- 11月30日 「青空」第197号発行

推薦委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員の集結は避け、通信連絡にて活動しました。

- 1月10日 第1回推薦委員会
役員推薦用紙を会員に配布
- 4月19日 第2回推薦委員会
令和5年度PTA本部役員の選出

総委員会

- 4月19日 総委員会
令和6年度常置委員 正・副委員長の選出及び決定
令和6年度本部役員候補者の紹介

市P連等外部関係

- 令和5年 5月19日 朝霞市保護者代表連絡会 総会・懇親会
令和5年 6月13日 朝霞市はぐくみ理事会
令和5年 6月21日 朝霞市保護者連絡会 第一回運営委員会
令和5年 7月 5日 スクールガード養成講習会
令和5年 7月14日 三中校区ふれあい推進事業 第1回実行委員会
令和5年 7月27日 朝霞市保護者連絡会 第一回 定例会
令和5年 9月14日 三中校区ふれあい推進事業 第2回実行委員会
令和5年10月12日 三中校区ふれあい推進事業 第3回実行委員会
令和5年10月28日 朝霞市保護者代表連絡会 親睦事業 第二回 運営委員会
令和5年11月 2日 朝霞市保護者代表連絡会 第二回 定例会
令和5年11月20日 市長との懇談会
朝霞市保護者代表連絡会 第三回 運営委員会 研修会
令和5年12月13日 三中校区ふれあい推進事業 第4回実行委員会
令和6年 2月22日 朝霞市保護者連絡会 第三回 定例会
令和6年 5月14日 朝霞市保護者連絡会 第四回 運営委員会

コミュニティ協議会 会議出席

はぐくみ総会・常任理事会 出席

学校給食審議会 会議出席

彩夏祭実行委員会 会議出席

三中校区ふれあい推進事業 会議出席

(2) 令和5年度決算及び監査報告

(3) 令和6年度活動計画(案)

1. 活動方針

- ◇子ども達の健やかな成長に資する PTA 活動を行います。
- ◇全会員が楽しみながら参加できる PTA を目指します。
- ◇保護者と教職員が、信頼関係に基づいて協働していきます。
- ◇地域との連携を深め、子どもたちを地域全体で見守り、育てられる環境をつくれます。
- ◇美化活動を進め、学習に適した環境を整えます。

2. 委員会活動計画

◇運営委員会

PTA の運営に必要な事項を計画・立案します。さらに常置委員会の事業計画を審議検討し、連絡調整をはかります。

◇学年委員会

PTA本部と連携して、三中PTAの今後の運営と活動について協議していきます。
また、他の常置委員会の方針を協議していきます。

◇教養委員会 活動休止

◇環境委員会 活動休止

◇広報委員会 活動休止

(4) 令和6年度予算(案)

(5) 新役員及び会計監査委員の承認について

会則第13条、第22条の規定に基づき、令和6年度役員及び会計監査委員を下記の通り選出しましたので承認を求めます。

会 長 黒川 滋

本部役員 犬木 勝 朝霞第三中学校教頭

本部役員 塩 味 昭

本部役員 小野 ちあき

本部役員 小柳 亜矢

本部役員 浅原 道子

本部役員 阿部 あゆみ

本部役員 清水 綾子

本部役員 谷津 諭

幹 事 稲 泉 功 朝霞第三中学校主幹教諭

会計監査 七 条 剣 朝霞第三中学校I学年主任教諭

会計監査 後 藤 由紀子

顧 問 白 鳥 成章

顧 問 中 村 菜々子

朝霞第三中学校 PTA 会則

第1章 名称および事務所

第1条 この会は朝霞第三中学校 PTA と称し、事務所を同校におく。

第2章 目的および活動

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるために、つぎの活動をする。

1. よい保護者、よい教職員となるように研修し教養を深める
2. 家庭と学校との緊密な連携によって生徒の健全な成長をはかる
3. 生徒の生活環境をよくする
4. 公教育費を充実することに努める

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体としてつぎの方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。しかしバザー等収益を寄付する場合は、これに当たらない
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない
4. 学校の人事その他管理には干渉しない
5. この会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の干渉も受けない

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者はつぎのとおりである。

1. 朝霞第三中学校に在籍する生徒の保護者
2. 朝霞第三中学校の教職員
3. 顧問については卒業生の保護者も含む本部役員経験者

第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。

1. 会費は年額 1,800 円とする

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

第8条 この会の経費は会費およびその他の収入によって支弁される。

第9条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3

月 31 日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会の役員はつぎのとおりである。

1. 会長 1 名、副会長 3 名以上(うち 1 名 T 会員より)、幹事 1 名(T 会員より)、書記 2 名以上、会計 2 名以上、顧問 1 名以上

第13条 役員は他の役員、会計監査委員を兼ねることができない

第14条 役員は推薦委員会で選出され総会において承認される

第15条 顧問は卒業生の保護者を含めた本部役員経験者を会長

が任命できる

第16条 会長は会の代表者としてつぎの職務を行う。

1. 会務を統括し各種会議を招集する
2. 常置委員会の正副委員長を委嘱する
3. 運営委員会の承認を得て臨時委員会の正副委員長を委嘱する
4. 推薦委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べるができる
5. 顧問の配置と任命

第17条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する

第18条 幹事は会長の指示に従って事務の全般を処理する

第19条 書記は、この会の庶務を行う

第20条 会計は、この会の現金出納および会計に関するいっさいの事務処理を行う

第21条 顧問は経験をいかし助言を行、意見を述べるができる

第7章 学校長

第22条 校長は推薦委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して意見を述べるができる

第8章 会計監査委員

第23条 この会の経理を監査するため 2 名の会計監査委員(うち 1 名 T 会員)をおく

第24条 会計監査委員は推薦委員会で選出され総会において承認される

第25条 会計監査委員は必要に応じ臨時会計監査を行うことができる

第26条 会計監査委員の任期は 1 年とする

第9章 推薦委員会

第27条 役員および会計監査委員の候補者を選出することを目的として推薦委員会をおく。

第28条 推薦委員会についての必要な事項は細則で定める

第10章 総会

第29条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である

第30条 総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は年度初めに開催し会員および新会員をもって構成する
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき開催する

第31条 総会は会員の 10 分の 1 以上出席しなければ、その議事

を開き決することができない(委任状を含む)

第32条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第33条 総会においての承認ならびに決議事項はつぎのとおりである

1. 前年度の事業報告ならびに決算報告
2. 新年度の予算ならびに事業計画
3. 役員の承認に関すること
4. 会則の改廃に関すること
5. その他必要事項

第11章 運営委員会

第34条 運営委員会は、役員、常置委員会の正副委員長、臨時委員会のある場合はその正副委員長ならびに校長、教頭をもって構成し総会の決議を基にこの会の運営にあたる。

第35条 運営委員会は会長が必要と認めるとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第36条 運営委員会は構成員の3分の1以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決まる。

第37条 運営委員会の任務はつぎのとおりである。

1. この会の運営に必要な事項について調査、研究、立案する
2. 常置委員会が立案した事業計画を審議検討し、連絡調整をはかる
3. 総会に提出する関係書類を作成する
4. 予算に基づいて経理が行われるように協力する。必要に応じ補正予算を立てる
5. 必要ある場合には臨時委員会を作る。臨時委員会はその任務を終了したときに解散する

第12章 常置委員会

第38条 この会の活動を円滑にするためにつぎの常置委員会をおき、業務を分担する

第39条 常置委員会は基本的に学年委員会、広報委員会、教養委員会、環境委員会とするが、必要に応じて運営委員会での承認を経て、次年度の委員会の有無、人数について定める

第40条 常置委員会についての必要な事項は細則で定める

第13章 細則

第41条 この会の運営に関し必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない

第14章 改正

第40条 この会則は総会において出席者3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせなければならない

第15章 附則

第41条 この会の目的達成のために会則以外で必要な事項が生じたさいは会員の総意によってこれを行うことができる

第42条 慶弔、慰労、見舞金の内規は別に定める

◇平成元年5月13日 一部改正

◇平成28年5月6日 一部改正

◇令和元年5月10日 一部改正

◇令和4年5月9日 一部改正

◇令和6年5月2日 一部改正

細 則

第1章 推薦委員会

第1条 推薦委員会はつぎの委員をもって構成する

保護者の当該年度運営委員互選による5名

第2条 推薦委員会は3分の1の出席者で成立し、議事は出席者の多数決による

第3条 推薦委員会は推薦委員の中から委員長1名を互選する。委員長は委員会を統括する

第4条 推薦委員会は選出した候補者を総会に推薦し承認を求める。推薦委員会は総会の1週間前までに候補者の氏名を全会員に知らせなければならない。

第5条 推薦委員会は必要に応じて発足し、その任務を終了したときに解散する

第2章 役員の補充

第6条 会長に欠員を生じたときは、副会長の一人が会長代行となる。任期は前任者の残任期間とする。

第7条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、運営委員会がこれの補充にあたる。任期は前任者の残任期間とする。

第3章 常置委員会の構成および任務

第8条 常置委員はつぎのとおりに選出する

1. 新年度各学級より常置委員会に1名ずつの役員を選出する
2. 教職員代表12名(各委員会3名)
3. 社会情勢を踏まえて常置委員会の委員の人数は役員会の承認をもって変更できる

第9条 各委員会は委員長1名、副委員長1名ないし2名を委員の互選により選出し会長の委嘱を受ける。各委員会はそれぞれの必要に応じ、運営委員会における連絡調整の上で随時会合を開き活動を進める。

第10条 常置委員は全員をもって総委員会を構成し必要あるとき総委員会を開催する。

第11条 各委員会の任務はつぎのとおりである

学年委員会 会員相互の親睦を深め、生徒の安全を守り、学校行事への参加協力をはかる

教養委員会 すべての会員が教養を深め、学校の教育指導に協力する。

広報委員会 PTA活動および学校の状況を知らせ会員意識の高揚と会員相互の向上をはかるために広報「青空」を編集し発行する

環境委員会 学校の環境美化やリサイクル活動を生徒とともに進める

第4章 慶弔規程

第12条 会員、T会員、生徒の祝、弔慰についてつぎのとおり規定す

る。

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 卒業生への祝い | 寸志 |
| 2. T会員の結婚 | 5,000円 |
| 3. T会員の定年退職 | 5,000円 |
| 4. 教職員の転退職 | 寸志 |
| 5. 会員の不幸 | 10,000円 |
| 6. 生徒の不幸 | 10,000円 |
| 7. T会員の配偶者、子女の不幸 | 5,000円 |

緊急を要する場合は、正副会長、学校長で協議決定する。

第5章 役員通信費

第13条 運営委員会(T会員を除く)の通信費を年 1,000円/1人とする。

第6章 表彰

第14条 定期総会において、つぎに該当するものを表彰し、記念品を贈呈する。

1. 運営委員会を構成したもの(T会員は除く)
2. その他、この会に著しく功労のあったもの

第7章 サポーターの構成および任務

第15条 役員、常置委員、T会員及び会計監査を除くPTA会員をサポーターとする。

第16条 サポーターは学校の教育活動を円滑にすすめるため、学校及びPTAをサポートする

第8章 クラブ活動支援

第17条 クラブ活動の一環で、県代表として関東大会・全国大会に出場するクラブ・個人に対し、支援金を支給する。支給は、チームは年二回、個人は年一回までとし、移動費用が必要な場合とする。金額は下記を基準とする。

	チーム	個人
全国大会	20,000円	5,000円
関東大会	10,000円	2,500円

第9章 改正

第18条 この細則は運営委員会において、構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

◇昭和 55年 1月 25日	一部改正
◇昭和 60年 3月 7日	一部改正
◇平成 3年 2月 5日	一部改正
◇平成 5年 12月 4日	一部改正
◇平成 10年 3月 6日	一部改正
◇平成 12年 3月 14日	一部改正
◇平成 15年 3月 12日	一部改正
◇平成 16年 3月 10日	章の追加
◇平成 18年 4月 4日	一部改正
◇平成 19年 4月 4日	一部改正
◇平成 21年 1月 15日	一部改正
◇平成 24年 4月 4日	一部改正
◇平成 25年 4月 3日	一部改正
◇平成 31年 3月 6日	一部改正
◇令和 4年 5月 9日	一部改正

(抜粋)

1. 会員

単位PTA全会員(T会員も含む)が、所属PTA会長を代表会員として加入する。

2. 負担金

会員1人年額 100円として、全会員分を一括して、会長が納入する。[100円×PTA会員数]
さらに、オプションプランの保険料として、[30円×PTA世帯数]を会員負担金と合算して納入する。

3. 補償対象者

- ①加入PTAの全会員(保護者・教師会員を含みます。)
- ②加入PTAの小・中・特別支援学校に在籍する児童・生徒
- ③PTA会員の同居の親族(別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります。)
- ④PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

4. 補償内容について

傷害給付(オプションプラン部分含む)

- ・死亡共済金…250万円
- ・後遺障害共済金…10~200万円
- ・入院共済金…4,000円(1日目から)
- ・通院共済金…2,500円(1日目から)

疾病給付

- ・死亡共済金…100万円

賠償責任(オプションプラン部分)

- ・身体賠償…1名1億円 | 事故1億円
- ・財物賠償…1事故1億円
- ・受託賠償…1名10万円 保険期間中500万円
(自己負担5,000円)

5. 共済期間について

この共済の共済期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。

6. 責任開始期について

この共済の共済責任は、共済期間開始日(4月1日)の属する年度の6月末日までに、本会に共済掛金の金額が払い込まれたことを条件に、遡って4月1日から開始されます。

7. 補償の対象となるPTA行事・活動

PTAの主催または共催事業であること

例:総会・役員会・理事会・専門委員会等

各種研究、研修集会等

学級、学年 PTA、単位 PTA 主催の活動

生活科・総合的な学習時間等、PTA 共催活動等

8. 新規の追加オプションについては、役員会全会一致のもと運営委員会において承認され追加を確定します。
9. 不明な点は、下記へお問い合わせ下さい。

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町 4-2-22 第一長井ビル 403

電話 048-749-1661 FAX 048-749-1669

災害が発生したら
本部役員まで連絡してください。
手続きは本部で行います。

三中 PTA 組織図

